

「かながわ介護予防・健康づくり運動指導員」の養成に関する指針

1 介護予防の基本的な考え方

(1) 背景

- 介護保険制度が施行された2000年当時、全国で約900万人だった75歳以上高齢者は現在1,400万人となっており、2025年には2,000万人の大台を超えることが見込まれるなど、急速な高齢化が進展している。
- 神奈川県（以下、「県」という。）でも、2025年には75歳以上高齢者が148.5万人となり、高齢化が進む上、認知症高齢者や世帯主が65歳以上の単独世帯や夫婦のみ世帯の増加が見込まれている。
- そうした中で、県民の健康寿命を延伸するとともに、真に、長生きして良かったと実感できる長寿社会を実現するためには、介護予防や健康づくりが重要である。
- また、平成27年度の介護保険法の改正により、平成29年4月までに、全ての市町村保険者で要支援者に対する新しい総合事業を開始していくことが求められている。そして、予防給付のうち、訪問介護と通所介護についても平成29年度末をもって、市町村の地域支援事業に移行することが予定されている。

(2) 介護予防について

- 介護予防は、高齢者が要介護状態等となることの予防や要介護状態等の軽減・悪化の防止を目的として行うものである。
- 要支援1、2のような軽度者の要介護状態になる原因として、「高齢による衰弱」「関節疾患」「骨折・転倒」が約半数を占めており、それが原因で筋肉が衰え、骨がもろくなり、体の機能が低下して動けなくなる（廃用症候群）。軽度者の重症化を防ぐために、運動器機能向上が重要となる。
- 介護予防は運動だけでなく、栄養・口腔・閉じこもり・認知機能・うつ等のプログラムと密接に関わっており、一体的に理解をすることで効果的に介護予防を展開できる。
- また、単に高齢者の運動機能や栄養状態といった個々の要素の改善を目指すものではない。むしろ、これらの心身機能の改善や環境調整などを通じて、個々の高齢者の生活機能（活動レベル）や参加（役割レベル）の向上をもたらし、それによって一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組みを支援して、生活の質（QOL）の向上を目指すものである。
- 具体的には、居場所と出番づくりなど、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めた、バランスのとれたアプローチが重要であり、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組みを推進し、元気高齢者と要支援者を分け隔てることなく、住民運営の通いの場を充実していくことが求められている。

2 かながわ介護予防・健康づくり運動指導員養成の必要性

- 県では、『健康寿命日本一』を目指す取組みを進めていることから、介護予防従事者の質の確保や向上が重要となっている。
- また、介護保険法の改正に伴い、介護予防を実施する介護予防従事者は専門職をはじめとして、ボランティア等、幅広い人材が必要であり、質の確保や向上が不可欠となった。
- 現在は、指定介護予防訪問介護サービス、及び指定介護予防通所介護サービスは介護保険法に基づいた、人員基準や運営基準で実施しており、平成26年4月1日現在で、県内の事業者所数は約1,900となっている。
- 市町村で実施している介護予防事業（地域支援事業）は、33市町村のうち、31市町村が介護予防事業の一部などを委託して実施しているものの、10市町村について委託要件の定めがなく、介護予防従事者の質の確保を図る必要がある。
- そこで、県では今までの神奈川県介護予防従事者研修のグレードアップを行い、「かながわ介護予防・健康づくり運動指導員」を養成し、習熟度に応じて一般、専門、上級と認定する。

3 かながわ介護予防・健康づくり運動指導員の活用

- 市町村等が実施する介護予防事業の質を確保するため、介護予防を実施する事業者は、県が実施する介護予防従事者研修の修了者が1名以上配置されることが望ましく、指導できる体制を確保している事業所等に介護予防事業を委託することとする。（平成26年度から28年度までは経過措置とする。）
- 特に、介護予防事業を専門に実施している事業所（通所介護、通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）、通所型サービスC（短期集中予防サービス））は、積極的に「かながわ介護予防・健康づくり運動指導員」の認定を受け、ボランティア等においては、可能な限り認定を受けるよう市町村は、研修受講を促す。
- 県は、市町村が介護予防事業を委託する際に活用できるよう、介護予防従事者研修の指導員名簿を市町村に提供するものとする。
- 市町村は介護予防事業の委託内容や介護予防の専門性等に応じ、「かながわ介護予防・健康づくり運動指導員」一般、専門、上級などの条件を定めて、市町村は事業内容に応じて積極的に活用していく。
- また、市町村は介護予防事業において、より専門的な指導が必要な場合は、職能団体等の協力、又は専門講座を設けるなどして、体系づけることも必要である。特に、リハビリテーション専門職等を活かし、介護予防の機能強化を図るようにすることが重要である。